

第4節 屋内展示場

屋内展示場とは、物品の普及、販売促進を目的として、物品を陳列して不特定多数の人に見せる施設です。

屋内展示場には大量の可燃物があり、大勢の人が出入りして混雑することから、喫煙・裸火使用・危険物品持込みのすべての行為が禁止されています。



屋内展示場における公衆の出入りする部分

1 禁止される場所と禁止される行為

屋内展示場の用途として使用される場所は、規模の大小にかかわらず、すべて規制対象となります。

なお、特定の企業などの施設でその企業の製品のみを展示するショールーム、PRセンターなどの場所は、規制対象にはなりません。

また、手荷物一時預り所や施設案内所などの屋内展示場の顧客等のための施設で、屋内展示場と管理権原者が同一である場合は、その部分も屋内展示場として規制されます。

ただし、例外として、屋内展示場の顧客等が利用する自動車車庫・駐車場部分については、自動車車庫・駐車場として規制される場合があります。

屋内展示場のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止される場所は、「公衆の出入りする部分」です。

場 所	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
公衆の出入りする部分	×	×	×

〔×：禁止〕

- (1) 「公衆の出入りする部分」は、展示ブースなどの展示を行う部分のほか、顧客等が使用する階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、ロビーなどの部分です。
- (2) 「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはされない場合があります。

第1章、第3節、3 危険物品とは、【危険物品持込みから除外される行為】を参照してください。

2 禁煙・火気厳禁・危険物品持込厳禁等の標識の設け方

標識は下表を例に、顧客、入場者及び利用者の見やすい箇所に設けます。

標 識	設置箇所
禁 煙	・顧客、入場者、利用者用の入口
火気厳禁	
危険物品持込厳禁	
全面禁煙	・当該防火対象物又は指定場所の入口等

3 解除承認について

(1) 禁止場所と禁止行為

屋内展示場の公衆の出入りする部分では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、解除の基準に適合している場合には解除承認を受けることができます。

場 所	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
公衆の出入りする部分	否	可	可

※「可」…解除承認を受けることが可能です。

「否」…解除承認を受けることができません。

(2) 解除承認を受けられる範囲

解除を受けるための基準は次表のとおりです。

屋内展示場		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 展示、実演等のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置★1が講じられていること。 (4) 消火器具を設ける★2こと。 (5) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (6) 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること★3、★4（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★5を除く。） (7) 危険物品その他の易燃性の可燃物★6から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立てで防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★5を除く。）。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離★7が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 (2) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ア 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置★8が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。 3 火薬類★9を消費するもの (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 4 その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの★10 ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 イ アの範囲内及びその範囲の周囲2 m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）★11で覆うこと。 (2) 火炎を有するもの★12

裸火使用

周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。

ア 可燃物の着火限界熱流束★13が $10\text{kw}/\text{m}^2$ 以上の場合、火炎の幅及び長さ★14に応じて、表1に規定する距離

表1

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	30	40		50			60			
	40 以内	40	60		70	80		90			100
	60 以内	50	70	80	90	100	110		120		130
	80 以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
	100 以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
	120 以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
	140 以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
	160 以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
	180 以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
	200 以内	70	110	140	170	190	200	220	230	240	260

イ 可燃物の着火限界熱流束★13が $3\text{kw}/\text{m}^2$ 以上 $10\text{kw}/\text{m}^2$ 未満の場合は、火炎の幅及び長さ★14に応じて、表2に規定する距離

表2

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430

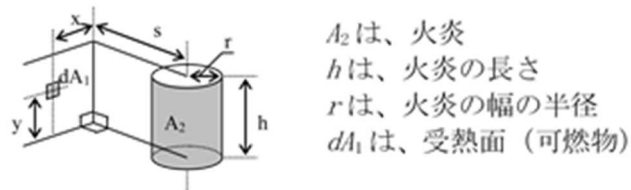
公衆の出入りする部分

裸火使用

160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

ウ ア又はイにより難い場合は、火炎の形状を円筒に見立てた次の図を用いて、次の(ア)の式により求めた形態係数を、次の(イ)の式に当てはめて得た値が、可燃物の着火限界熱流束★13を超えない距離

図



$$\begin{aligned}
 (ア) \quad F = & \frac{S}{B} - \frac{S}{2B\pi} \left\{ \cos^{-1} \left(\frac{Y^2 - B + 1}{A - 1} \right) + \cos^{-1} \left(\frac{C - B + 1}{C + B - 1} \right) \right. \\
 & - Y \frac{A + 1}{\sqrt{(A - 1)^2 + 4Y^2}} \cos^{-1} \left(\frac{Y^2 - B + 1}{B^{1/2}(A - 1)} \right) \\
 & \left. - C^{1/2} \frac{C + B + 1}{\sqrt{(C + B - 1)^2 + 4C}} \cos^{-1} \left(\frac{C - B + 1}{B^{1/2}(C + B - 1)} \right) + H \cdot \cos^{-1} \left(\frac{1}{B^{1/2}} \right) \right\}
 \end{aligned}$$

F は、形態係数

S は、 s/r

X は、 x/r

Y は、 y/r

H は、 h/r

A は、 $X^2 + Y^2 + S^2$

B は、 $S^2 + X^2$

C は、 $(H - Y)^2$

$$\begin{aligned}
 (イ) \quad q = & \sigma \varepsilon F (T_f^4 - T_0^4) \\
 q \text{ は、} & A_2 \text{ (火炎) から } dA_1 \text{ (受熱面) が受ける熱流束} \\
 \sigma \text{ は、} & 5.67 \times 10^{-11} \text{ (単位 kW/m}^2\text{K}^4\text{)} \\
 \varepsilon \text{ は、} & 1 \\
 T_f \text{ は、} & 1,093 \text{ (単位 K)} \\
 T_0 \text{ は、} & 293 \text{ (単位 K)}
 \end{aligned}$$

(3) 微小な火源を有するもの★15

展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

(4) 瞬間的に燃焼するもの★16

展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

公衆の出入りする部分	危険物品 持込み	1 消火器具を設ける★2こと。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること★3、★4（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★17を除く。）。 4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★18を除く。）。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）★19 - ア 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）★20。 - イ 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 - ア 容量2kg以下の容器に限ること。 - イ 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 - ウ 容器の転倒防止措置が図られていること。 - エ 容器は、連結して使用しないこと。 (4) 火薬類★9 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 - ア 0.1g以下のものは、30個 - イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個 7 直接屋外に開放された場所における持込みについては、6の規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。
---	---------------------	--

★1 「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは？

1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものをいいます。

★2 「消火器具を設ける」とは？

ア 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置きます。

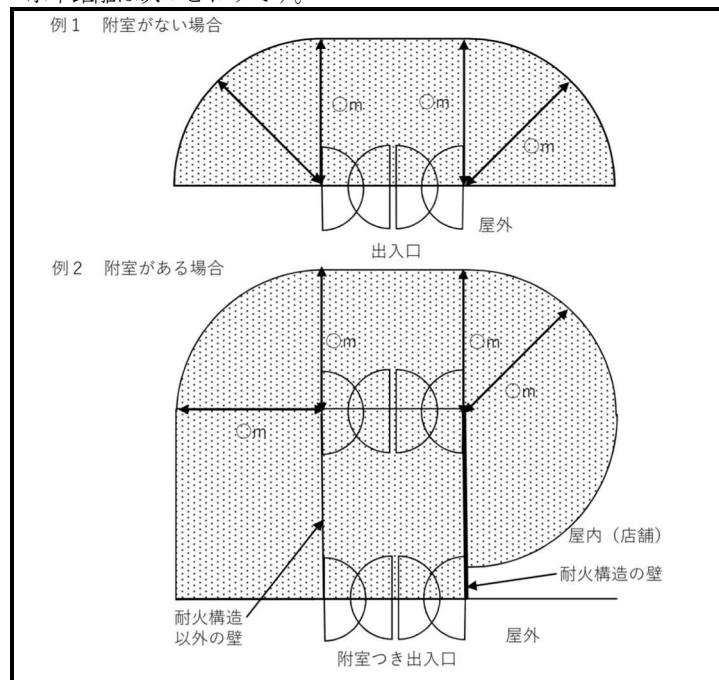
イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます。(消火能力単位は、消火器具に表示されています。)

既に設けられている消火器具が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれている場合は、消火器具を新たに設ける必要はありません。

★3 「出入口から水平距離で0m以上離れていること」とは？

ア ここでいう出入口とは、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口のことです。

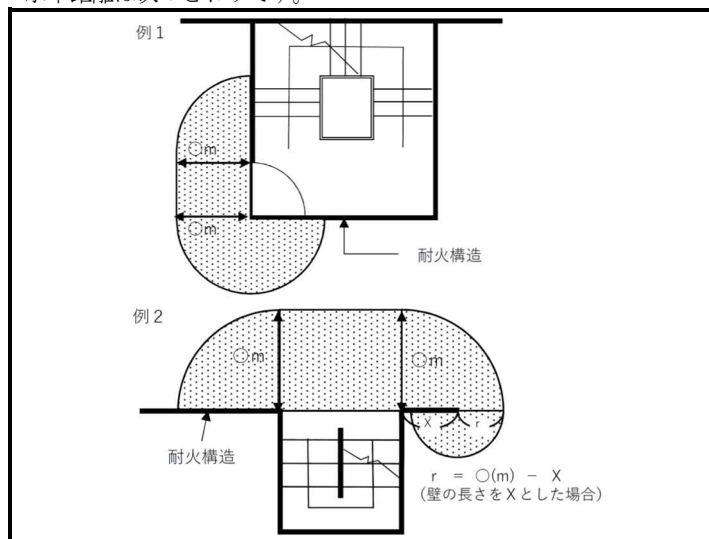
イ 水平距離は次のとおりです。



※ 裸火使用の場合は「耐火構造」を「不燃材料」に読み替えます。

★4 「階段等から水平距離で0m以上離れていること」とは？

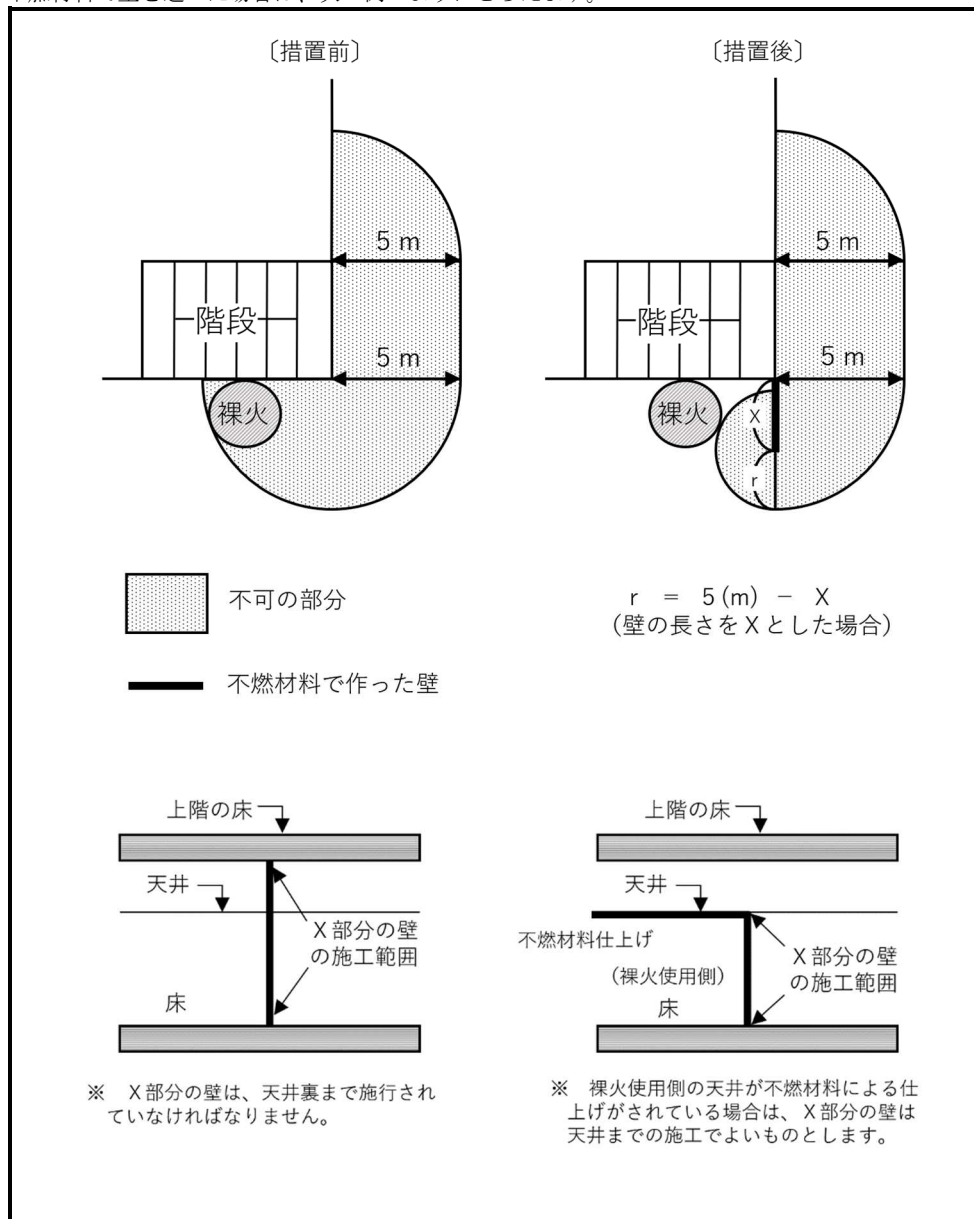
- ア ここでのいう階段等とは、階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下のことです。
 イ 水平距離は次のとおりです。



※ 裸火使用の場合は「耐火構造」を「不燃材料」に読み替えます。

★5 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

不燃材料で壁を造った場合は、次の例のようにとられます。



不燃材料	ガラス、コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタル、石、石膏ボード（厚さ12mm以上）など、建基政令第108条の2に定める性能を有する建築材料（第3章、1、(3)参照）
------	---

★6 「易燃性の可燃物」とは？

紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いもの（少量で軽易なものを除く。）をいいます。

少量で軽易なものの例として、自社製品のリーフレット、清掃用クロス等が挙げられます。

裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品の加工に係る展示に伴って使用する調理油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合は不要です。

★7 「火災予防上安全な距離」とは？

条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。



火気使用器具の使用

★8 「ガス漏れ早期発見のための装置」とは？

単体型のガス漏れ警報器も含まれます。なお、この場合、装置の設置位置については、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されていなければなりません。

金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で立消え安全装置が備え付けられている火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

★9 「火薬類」の取扱いとは？

次のとおりです。

ア 「1回の使用」の数量は、1催事分をまとめてとらえます。

イ 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下としなければなりません。

ウ 消費する場合は、「裸火使用」と「危険物品持込み」の両方の審査が行われます。

★10 「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」とは？

グラインダー、アーク溶接等があげられます。

★11 「防火性能を有する材料（準不燃材料等）」とは？

床面の養生は、次の3点が認められています。

ア 準不燃材料

イ 当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できた難燃材料

ウ 当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できた防災物品

申請時には、煙火の現象と床面の材料が確認できる資料を添付してください。

床面養生材を用いる場合は、すき間が生じないように確実に覆ってください。

★12 「火炎を有するもの」とは？

ハンディトーチ、ろうそく、ライター等があげられます。

★13 「着火限界熱流束」とは？

ある物質が着火するのに必要な熱流束（熱の移動）の値をいいます。

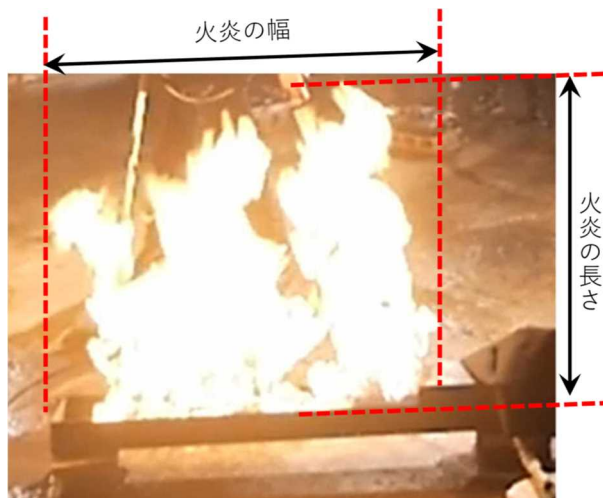
この値を超える熱流束を一定時間受けると着火します。

例 木材の着火限界熱流束⇒ $10\text{kw}/\text{m}^2$

布の着火限界熱流束 ⇒ $3\text{kw}/\text{m}^2$

★14 「火炎の幅及び長さ」とは？

燃焼面に対して垂直方向の大きさを「火炎の長さ」、燃焼面に対して平行方向の大きさを「火炎の幅」と取り扱います。



(例) 火炎の幅及び長さ

★15 「微小な火源を有するもの」とは？

香、線香等があげられます。

★16 「瞬間的に燃焼するもの」とは？

マジックなどで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットン等があげられ、「瞬間的な火炎による裸火」とは根本的に異なります。

なお、フラッシュペーパーやフラッシュコットン等に含まれているニトロセルロースなどの成分については、SDS（安全データシート）等で確認したうえで、危険物第5類第1種自己反応性物質として審査します。

また、湿潤状態 23%未満の場合は火薬類としても審査し、危険物と火薬類の両方の基準を満たす必要があります。

※ フラッシュペーパーやフラッシュコットン等は、湿潤状態が高いほど爆発危険が低くなることから、湿潤状態で保管し、使用時に乾燥させることが一般的です。

★17 「耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

★5と同様の方法で壁を「耐火構造」とした場合をいいます。

★18 「不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

次のような場合をいいます。

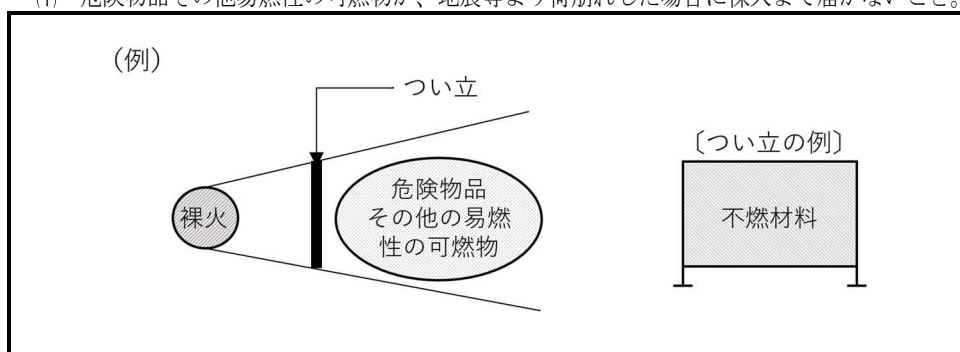
ア 不燃性の収納箱に収納してある場合

イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合

ウ つい立の設け方

(ア) 大きさは、裸火の火炎及び熱（放射熱等）から危険物品その他易燃性の可燃物を防火上有効に遮断していること。

(イ) 危険物品その他易燃性の可燃物が、地震等より荷崩れした場合に裸火まで届かないこと。



不燃材料	ガラス、コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタル、石、石膏ボード（厚さ12mm以上）など、建基政令第108条の2に定める性能を有する建築材料（第3章、1、(3)参照）
------	---

★19 「可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）とは？」

可燃性ガス容器には、「高圧ガス保安法の適用を受ける液化ガス」と高圧ガス保安法第3条第1項第8号及び高圧ガス保安政令第2条第3項第8号の規定に基づき「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」があり、他の禁止される用途では、「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」しか承認することができません（映画スタジオ及びテレビスタジオを除く。）。

屋内展示場については、臨時的に厨房機器等の展示を行い、止むを得ない場合があることから、高圧ガス保安法の適用を受けるガスの持込みを一部認めています。

なお、持ち込むことのできる可燃性ガス容器は、内容量が2kg以下のものに限りま

（例）高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス



（例）高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガス



屋内展示場（直接屋外に開放された場所は除く。）では内容量2kg以下の容器のみ解除承認が可能です。

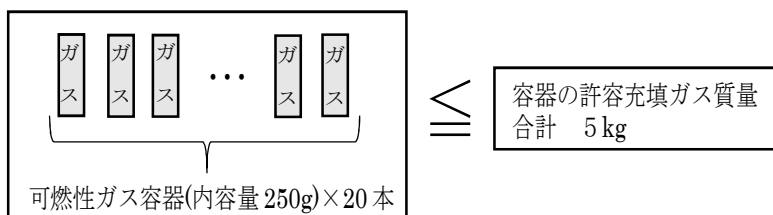
★20 「容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）とは？」

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

また、容器の個数に制限はありません。

【例】内容量が250gの可燃性ガス容器であれば、20本まで持ち込むことができます。



(3) 申請上の留意事項

- ア 製品化されていない機器などについては、申請の際に、特性、性能などが確認できる資料を提出しなければなりません（第3章、3「その他の必要書類」を参照）。
- イ 裸火使用については、展示に付随する必要最小限の実演行為のみ解除承認を受けられます。ただし、必要な火災予防措置を講じなければなりません。
企画案が決まったら、早めに禁止される行為を行う場所を管轄する消防署に相談しましょう。
- ウ 施設の管理者と展示会の主催者、出展者など、使用者が異なるので、事前に双方で十分申請内容を把握、検討の上、申請を行わなければなりません。

Q 屋内展示場を御歳暮の配送センターとして一時的に使用します。
屋内展示場としての規制は受けますか？

A 使用形態が御歳暮の配送センターであれば、屋内展示場にはあたらないため、屋内展示場としての規制は受けません。



荷物の配送センター

4 全面的に禁煙にする場合の措置

全面的に禁煙にする場合は、第1章、第5節、2「全面的に禁煙にする場合の措置」の措置を行う必要があります。

5 喫煙所の設け方

喫煙が禁止される指定場所以外の部分がない屋内展示場に設ける喫煙所は、展示ブース等の展示部分以外の場所に設けてください。

また、喫煙所は、常に喫煙所の設置基準に合った安全な状況が維持されるよう、管理されなければなりません。

第1章、第5節、4「適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所とは」の基準を遵守するとともに、次の点に留意してください。

- (1) 屋内展示場の場合、公衆の出入りする部分での喫煙が禁止されていますので、顧客、入場者及び利用者に分かりやすいように喫煙所の案内表示を設けたり、館内放送を行うなどして、禁煙場所の徹底と「喫煙所」の周知を図る必要があります。
- (2) 屋内展示場のように、施設の管理者と展示会主催者などが異なる場合は、施設管理者側で喫煙所の設け方を定め、展示会主催者に実効性のある喫煙管理を徹底させます。
また、喫煙所の位置は会場のレイアウトにより、十分な検討を行ったうえで適切な場所に設けます。
- (3) 施設管理者や展示会主催者は、すべての従業員等に喫煙所の設置の目的について十分説明を行い、理解を得たうえで、実効性のある喫煙所の管理を心がけなければなりません。
- (4) 施設管理者や展示会主催者は、出展者やスタッフに対し、喫煙管理について十分説明を行い、会場の安全の徹底を図らなければなりません。

